

## 平成25年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成25年9月25日(水)午後2時00分

議会棟A・B会議室

### 2. 委員の現在数

19名

### 3. 出席委員

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 茅野理   | 2番 中村良男   |
| 3番 須藤喜一郎 | 4番 三須清一   |
| 5番 斉藤隆   | 6番 染谷智一郎  |
| 7番 新堀政夫  | 8番 渡辺陽一郎  |
| 9番 森正昭   | 10番 阿曾敏夫  |
| 11番 斉藤剛広 | 12番 大野木奥治 |
| 13番 小池良雄 | 14番 印南宏   |
| 15番 甲斐俊光 | 16番 高田勝禧  |
| 19番 増田勝己 |           |

### 4. 欠席委員

|          |          |
|----------|----------|
| 17番 渡邊光雄 | 18番 川村泉治 |
|----------|----------|

### 5. 出席事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 局長   | 海老原美宣 |
| 次長   | 飯塚豊   |
| 次長補佐 | 大野祐信  |
| 農地係長 | 落合敦   |

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 我孫子都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第3号 あっせん譲渡等候補者名簿の登録について

報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

**議長** 定刻となり、開会いたすところでございますが、ここで委員の方より発言の申し出がありましたので発言をしていただきます。

斎藤委員、よろしく申し上げます。

**斎藤隆委員** 先月の8月の17日に退院させていただいたところであります。病院のほうで、大変皆様にご迷惑をおかけしました。それでまた皆様方には温かいお見舞いをいただきまして、また頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

**議長** 続いて、新堀委員、お願ひします。

**新堀政夫委員** 皆さん、こんにちは。私、8月に入院いたしました。農業委員会ではこういうお見舞い等をいただいたりしましてありがとうございます。無事退院できましたもので、皆さんとともにがんばります。

**議長** 今後とも委員活躍よろしくお願ひします。

**議長** それでは開会いたします。

ただ今から平成25年第9回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は17名の委員に出席いただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 新堀政夫委員

10番 阿曾敏夫委員

よろしくお願ひします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願ひいたします。

**事務局** それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から議案第3号までの3議案についてです。議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」です。申請件数は1件となっております。続いて、議案第2号は「農地法第5条の規定による許可申請について」です。申請件数は1件となっております。最後に、議案第3号は「我孫子都市計画生産緑地地区

の変更について」でございます。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の朗読と説明をお願いいたします。

**事務局** 引き続き、議案書の1ページをご覧くださいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成25年9月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

続いて、議案資料1ページから4ページをご覧ください。譲受人は農業をされている方です。申請地は天王台4丁目地先の畑844m<sup>2</sup>でございます。

申請理由は、天王台区画整理事業施行中、譲受人が一筆の土地の一部を譲渡しました。その土地に分譲11階建てのマンションが建築され、当時の登記制度上、農地の登記簿は譲受人とマンション所有者との共有状態となりました。同じくマンションの敷地についても譲受人とマンションの所有者との共有状態となり、実態と登記が異なることとなったものでございます。

この状態を改善するためには登記の実態に合わせるための持ち分の交換申請が必要になりますので、今回の申請を行うものです。実際には土地の移動はなく、手続きで交換手続きを行うものです。

ちなみに、24年の3月にも2件ほどこの方はやっています。あと6件ほど残っているそうです。6人ほど残っているという状態だそうです。

以上でございます。

**議長** 続いて、高田調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

**高田勝禱調査会長** こんにちは。座ったままで失礼します。

それでは議案第1号について報告いたします。議案第1号は書類審査を行い、審議しました。書類を基に審議したところ、農地法第3条第2項の不許可要件に該当しないため、第2調査会としては全員一致をもって許可妥当との結論に至りました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号については「許可妥当」との意見でした。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書2ページをご覧くださいと思います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。提出日平成25年9月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治でございます。

続いて、議案資料5ページから10ページをご覧ください。議案第2号の譲受人は松戸市に住所を置く法人で、主な業務は土木・建設業でございます。

申請地は中沼田地先の田3筆でございます。面積は3筆合計が5,502m<sup>2</sup>で、建設残土約5,000m<sup>3</sup>を搬入し、天地返しで行う計画です。埋め立て期間は許可後から1年間を予定しています。土砂の搬出元は白井市地先からであり、土砂の安全性については地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。転用目的は、軟弱地盤を解消するため土砂等を利用する農地造成で、資料につきましては5ページから10ページになります。被害防除の関係では、周辺農地への影響がないよう注意を払う計画です。資金計画については、造成費が60万円で、譲受人が全額融資資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明が添付されています。他法令については市の埋め立て条例が該当し、許可申請書の提出を確認しております。農地区分については農用地でございます。

以上です。

**議長** 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**高田勝禎調査会長** それでは議案第2号についての調査結果を報告いたします。議案第2号については現地調査及び譲受人・譲渡人の双方から聞き取りを行い、審議いたしました。転用目的は、軟弱地盤により田を作れないことから、残土を利用した農地造成です。

次に、周辺農地の所有者に埋め立てを行うことを説明したところ、特に意見はなかったとのことです。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地の効率的な利用や周辺農地に影

響を与えないことから全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なしの声)

**議長** ないですか。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** 第2調査会の時に、現地調査で低い田んぼから高い田んぼ、かなり高低差があったものですから、どの埋め立ての高さを基準にするかという質問をしたときに中間地点のところに杭を打つというような返答をいただいたと思うんですけども、その確認はとれていますでしょうか。

**議長** 調査会長、今の質問はどうですか。

**高田勝禎調査会長** 今のところまだ私のほうには入っておりません。

**議長** 事務局。

**事務局** 今の図面を作成しております。今日も電話がありまして、必ず杭を打って、それで提出させていただくという確認がとれております。

**議長** いいですか。

**渡辺陽一郎委員** はい。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第3号「我孫子都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。

なお、この議案の新木竹ノ内第2生産緑地地区については高田調査会長が申請人となっておりますので、我孫子市農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので退席をお願いします。

(高田調査会長の退席を確認してから)

**議長** それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書3ページをご覧くださいと思います。

議案第3号「我孫子都市計画生産緑地地区の変更について」。この会の意見を求めます。  
平成25年9月25日提出、我孫子市農業委員会会長 大野木奥治。

議案第3号は、生産緑地法施行規則第1条の規定により申請農地が農地に該当しているかどうかについて意見を求められているものでございます。担当課では申請を受け付け始めた7月から準備を進め、21地区の現地確認を行い、農地確認が必要と思われる3カ所を選出しました。この農地確認の依頼を受けた農業委員会では地区担当委員さんの農地確認により、先月の総会でも報告させていただきましたけども「すべて農地である」と確認報告をいただいたところでございます。

以上でございます。

**議長** 続いて、議案第3号について斎藤調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

**斎藤隆調査副会長** こんにちは。それでは議案第3号について調査結果を報告いたします。座ったままで失礼します。

議案第3号については都市計画課の説明と書類審査により、全員一致をもって「特に意見なし」といたしましたので報告いたします。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 議案資料の14ページ、下から3段目、中里北久保作ですか、生産緑地地

区は都市計画道路 3・4・10 号、青山・日秀線の計画予定地内にある農地について公共施設用地確保の必要性から生産緑地地区の追加を行うものであるということで、この公共施設用地というかたちで 8 月の 31 日ですか、湖北の公民館で説明会がございました。結局この都市計画道路 3・4・10 号線は成田街道の根本さんのところまでは何としてもやるけど、それから先は成田線をどうするか高架にするかということで経費が掛かるもので、これはちょっとなという話があったもので、この都市計画道路 3・4・10 号線、青山日秀線ということのこの計画予定地内で農地というかたちですが、これの見通しについてはどのように農業委員会のほうには伝えられているか。

3・4・10 号線は 356 のあそこまではつながるんだと。それは何としてもつなげますというけど、その前にやっぱり都市計画審議会の時にも私、意見は言ったんだけど、NEC からあの 3・4・10 号線が、真っすぐいくやつが、あそこで右に曲がっているやつがあそこで止まっちゃっているんだよね。だから、この 3・4・10 号線が 356 に乗っていくためには少なくとも右に曲がっているところ、あれも改修せねばならないわけですね。だから、それと合わせて久保作生産緑地地区に 3・4・10 号の青山・日秀線というんですか、この中に計画の予定地ということで 8 月の 31 日の説明では湖北台にある公共施設をあそこへ消防署や保育園や何かを持っていくんだという説明でございましたが、都市計画道路 3・4・10 号線はその敷地でもやっぱり生きていますか。それとも、その辺の見通しはどうなんですか。

**議長** その辺の説明、事務局。

**事務局** 3・4・10 号線は私も知っておりますけども、今、阿曾委員のご質問の内容はうちのほうには届いてございません。

**阿曾敏夫委員** ああ、そうですか。

**事務局** それは場合によりまして今日聞きに行ってもいいですし、もしどうしてもこの審議に必要でしたら、担当を待機させていますので呼んでもいいと思っております。

**阿曾敏夫委員** ああ、そうですか。実はね、3・4・10 号線というのは NEC から川村学園のあそここのところの道路、あの沿線というかたちで私たち、古戸中峠地先は非常に体育館との入っていく道というかたちで前々からその辺を申し込んでいろいろいたんですよ。それで市長が変わり、やれ、何だというので、結局 3・4・10 号線そのものが本来は真っすぐに行くやつがあそこで右に曲がったままなんだよね。だから、その辺のところ中峠

古戸地先の人らにすれば体育館の進入路というかたちでこれを延線してくれということはかなり前から言っていたもんだけどね、その見通しも立たないで、今度は先は金がかかるからという話で。まあ 356 までは何とかやりますけど先はダメだなんていう話がちらっと。だからその辺の、将来の、少なくとも茶畑の道路のところまでだつて行かなくちゃならないのにここでまた 3・4・10 号線になってこの文書の中に出てくるから。中峠古戸としては体育館の進入路というかたちで当時から、昔からし尿処理場やごみの焼却所やら何か悪いものだけ中峠古戸地先に来るってかたちでね、代々、心配だからそういうかたちで中峠古戸のあそこのやっぱり幹線道路というかたちで申し入れはしていたんだけど、たまたま。

**阿曾敏夫委員** いやいや、だつてこれ生きているから。

(発言あり)

**議長** 暫時休憩します。

(暫時休憩)

**議長** それでは再開いたします。

そのほか議案に対する質疑はございませんか。

(なし)

ないですか。意見がないものと認め、議案第 3 号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号「我孫子市都市計画生産緑地地区の変更について」を採決します。

「特に意見なし」とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号については「特に意見なし」といたしました。

高田調査会長は入室してください。

(高田委員の入室を確認してから)

**議長** 以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告させていただきます。

報告第1号及び2号について、同時に説明させていただきます。議案書4ページから5ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」になります。1件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地となっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、2件受理しました。転用目的及び転用事由は駐車場と宅地となっております。

続きまして、報告第3号の「あっせん譲受等候補者名簿の登録」につきましては、議案書6ページの1件です。こちらは我孫子市農地移動適正化あっせん基準の規定により、あっせん基準に適合する農業者名簿を作成するものです。

続きまして、報告第4号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書7ページの3件です。

内容につきましては、平成25年8月27日に諮問し、平成25年9月13日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただき、9月17日付けで許可書を発行させていただきました。会長専決規定第3条の規定により報告いたします。

以上でございます。

**議長** 以上、報告第1号から第4号まで報告させていただきました。ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

それでは意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第9回総会を閉会いたします。